

栃木県緊急事態措置

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月11日（月）から
令和2年5月31日（日）
- ③ 実施内容
 - **外出自粛の要請**（特措法第24条第9項）
 - ✓ 都道府県をまたぐ人の移動やクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りの自粛を要請
 - **施設の使用制限の要請・協力依頼**（特措法第24条第9項等）
 - ✓ クラスターが発生した主な施設類型に対する休止を要請
 - ✓ 遊興施設等に対して休止を要請・協力依頼
※ただし、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われている施設を除く
 - ✓ 医療施設等に対して十分な感染防止対策の協力を要請
 - **催物(イベント等)の開催自粛の要請・協力依頼**（特措法第24条第9項等）
 - ✓ クラスターが発生するおそれ等のあるイベント主催者等に対し、場所に関わらず、開催の自粛を要請



感染観察段階における対応

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月16日（土）から
- ③ 実施内容
 - **外出自粛の協力依頼**
 - ✓ 旅行など都道府県をまたいだ人の移動を避けるよう依頼（5月31日（日）まで）
 - ✓ これまでにクラスターが発生した施設や「3つの密」のある場所への外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても、感染防止策の徹底を依頼
 - **施設の使用に関する協力依頼**
 - ✓ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための適切な取組を依頼
 - **催物(イベント等)の開催に関する協力依頼**
 - ✓ 全国的かつ大規模な催物等については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど慎重な対応を依頼
 - 【前提】 感染防止策の実施
 - 【規模】 《屋内》100人以下、かつ収容定員半分以下の参加
《屋外》200人以下の参加、かつ人と人との距離を十分確保

緊急事態宣言解除後の栃木県における対応（概要）

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2年5月16日（土）から
- ③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を依頼

●感染防止対策の協力依頼

- ・「新しい生活様式」「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実践など、感染拡大防止のための取組を依頼
- ・在宅勤務や時差出勤など人との接触を減らす取組や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた**職場における感染拡大防止のための適切な取組**を依頼

●外出自粛の協力依頼

- ・旅行など都道府県をまたいだ人の移動を避けるよう依頼（5月31日（日）まで）
- ・これまでクラスターが発生した施設や「3つの密」のある場所への外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても、**感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒等）を徹底すること**を依頼

●施設の使用に関する協力依頼

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた**感染拡大防止のための適切な取組**を依頼

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

- ・全国的かつ大規模な催物等については、**リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど慎重な対応**を依頼

【前提】 感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）の実施

【規模】 《屋内》100人以下、かつ収容定員半分以下の参加 《屋外》200人以下の参加、かつ人と人との距離を十分確保

警戒度に関する判断基準

- 県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
- 各指標について、感染拡大状況を判断するための警戒度に関する判断基準を設定
 - ⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況、感染経路不明症例の割合等を踏まえ、感染防止対策の対応レベルを総合的に判断
 - ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

指 標		特定警戒	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考
感染状況	新規感染者数 (直近1週間)	10人超	10人以下	5人以下	3人 (5.8-5.14)	18人 (4.6-4.12)	特定警戒のレベルを、国による「人口10万人あたり0.5人」を目安に設定
	検査陽性率 (直近1週間)	7%超	7%以下	3%以下	0.7% (5.8-5.14)	8.8% (3.19-3.25)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療提供体制	病床の稼働率	50%超	50%以下	30%以下	14.6% (5.14)	29.2% (4.27)	受入病床数：130床 (5/14現在)
	重症病床の稼働率	50%超	50%以下	30%以下	23.8% (5.14)	28.6% (4.28)	受入病床130床のうち重症病床数：21床 (5/14現在)



警戒度に応じた行動基準

項目	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
外出自粛の要請	【法45①による要請】 ・ 不要不急の外出 ・ 都道府県をまたぐ移動 ・ クラスター発生場所	【法24⑨による要請】 ・ 都道府県をまたぐ移動 ・ クラスター発生場所、3密場所 ※ハイリスクの方には不要不急の外出自粛を要請	【法によらない協力依頼】 ・ 特定警戒都道府県への移動 ・ クラスター発生場所、3密場所を避けるよう依頼
施設の使用制限	【法24⑨、45②による要請】 遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等幅広く対象 ※条件付での除外もあり得る	【法24⑨による要請】 クラスターのおそれがある施設、3密施設への使用制限の協力要請	【法によらない協力依頼】 ・ 使用制限の要請は行わない ・ 一般感染対策や3密回避の徹底を依頼
イベント開催自粛の要請	【法24⑨、45②による要請】 クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛	【法24⑨による要請】 クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは、開催自粛	【法によらない協力依頼】 全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
学校生活	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校

※ ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

【注1】国の基本的対処方針等に基づき、上記基準と異なる要請等を実施する場合がある。

【注2】どの警戒度でも「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請する。

【別紙2】

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣府新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

		屋内						
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限		滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）					テラス席 2方向換気
		マスク着用						
		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
衛生 対策 ・ その他	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生			こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス							
	—	—	（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック				—	—
		従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						